

選挙制度について

分かりにくいと言われる参議院選挙の全国比例区の制度って？

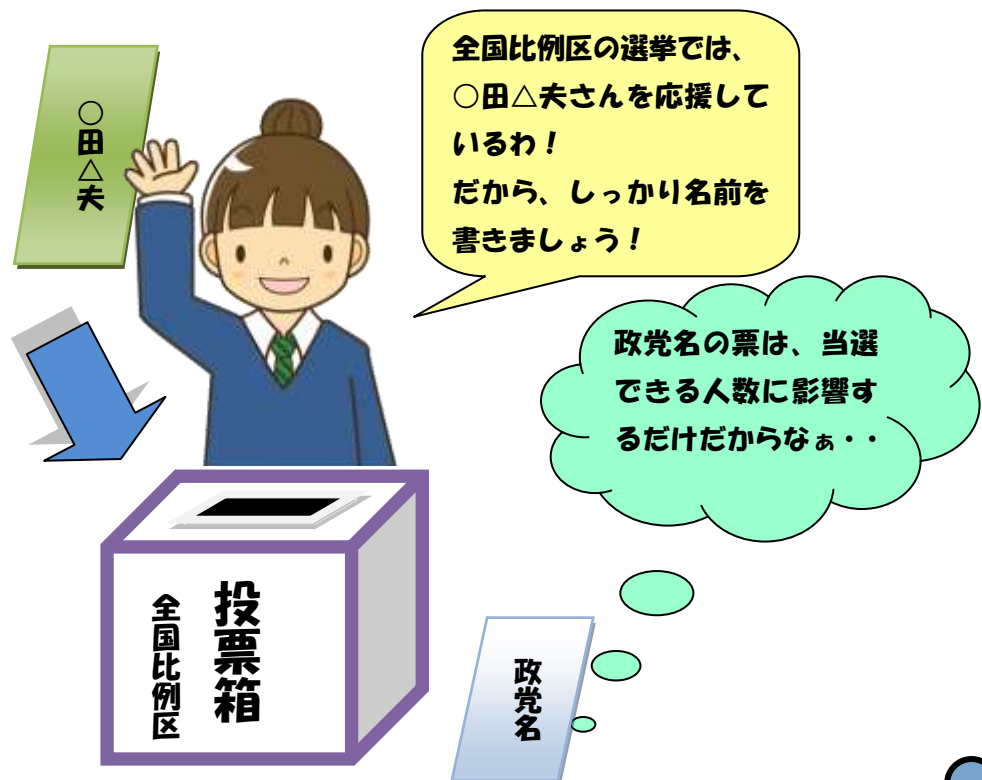
参議院選挙には2つの投票があります。投票用紙は2枚使います（別の選挙なのです）。

★1つは各都道府県を単位(選挙区)とする選挙区選挙。・・投票用紙にはもちろん応援する候補者個人の名前を書きます。

★もう1つが全国を単位(全国区)とする比例代表選挙。・・投票用紙に候補者の個人名か政党名のどちらを書いても良いのです。・・「**政党名の票**」と政党に所属する「**候補者の個人名の票**」の合計で、その政党で当選できる「**人数**」が決定します。

では「**誰が当選できるのか?**」は、**候補者の個人名が書かれた票を多く得た人から当選します。**
(政党名が書かれた票はもちろん1票に変わりはありませんが、その1票は**政党で当選できる人数の決定**だけに使われます。その後、**個人名で書かれた票の多い人から当選します。**)

参議院選挙の全国比例区に「**応援したい候補者がいる場合は、その候補者の個人名で投票**」しましょう。



ポイント

- ★参議院は、選挙区選挙と全国比例区の選挙は別のもので、立候補者が重複することは無いし、名簿記載に順位も付かない。
- ★全国比例区選挙も選挙区選挙と同様に、応援したい候補者が居たら「**個人名**」を書くことが重要です。**個人名を多く書いて貰った候補者から当選します。**(もちろん政党名を書いても有効です)